

令和7年度

第416回沖縄市農業委員会総会議事録

沖縄市農業委員会事務局

議長	<p>ただいまから令和7年度第416回総会を開催いたします。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は14名中10名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。本総会に欠席の連絡がありますので報告します。4番岸部忍委員、5番高宮城実一郎委員、10番仲泊元輝委員、13番大城信男委員の4名でございます。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第15条第2項に規定する議事録署名人ですが、6番仲宗根光夫委員、9番高江洲繁委員、お願いいたします。</p> <p>事前現地調査委員は、1番島袋孝栄委員、2番仲村学委員、11番島袋貴委員、報告者は1番島袋孝栄委員にお願いします。</p> <p>それでは議案に入ります。議案第1号、受付番号5番から7番、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>ページは1ページになります。</p> <p>(議案第1号を読み上げて説明。)</p> <p>議案第1号については以上3件となっております。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>現地調査を、1番島袋孝栄委員、2番仲村学委員、11番島袋貴委員の3名で行っておりますので、調査報告を1番島袋孝栄委員、お願いします。</p>
1番	<p>6月24日月曜日、午後1時から午後4時まで、2番仲村学委員、11番島袋貴委員、私、島袋孝栄、また事務局からは山城事務局長と與那嶺係長の5名で現地調査を行っています。補足につきましては、仲村学委員、島袋貴委員よりお願いします。では座って報告したいと思います。</p> <p>議案第1号、受付番号5番、見取図の1ページになります。申請地の与儀2丁目●●番地は、北中城高校の北西に位置し、現況はセンネンボクが生えていて手入れがされた畑でありました。第3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、全部耕作を確認しております。農地法第3条第2項第4号の農作業従事日数の状況についても、農業従事者2名で、年農業従事日数150日であり、年150日以上の条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地は、観葉植物、ドラセナの栽培予定であり、周辺農地との調和も取れていると判断しました。</p> <p>受付番号6番、見取図の2ページになります。申請地の知花5丁目●●番●は、知花十字路の北に位置し、現況は準備中の畑でありました。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、全部耕作を確認しております。農地法第3条第2項第4号の農作業従事日数の状況についても、農業従事者2名で年農業従事日数150日であり、年150日以上の条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地には、里芋、パパイヤ、バナナの栽培予定であり、周辺農</p>

	<p>地との調和も取れていると判断しました。</p> <p>受付番号7番、見取図の3ページになります。申請地の宇池原勢頭原●●番●●は、倉浜衛生施設組合の南に位置し、現況は耕作準備中でありました。第3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、全部耕作を確認しております。農地法第3条第2項第4号の農作業従事者の状況についても、農業従事者4名で農業従事日数250日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地には、ドラゴンフルーツの栽培を予定しており、周辺農地との調和も取れていると判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第1号、受付番号5番から7番について、委員の意見を求めます。何かご意見はございますか。</p> <p>ちなみに、この3名の譲受人の年齢だけお願ひできますか。</p>
事務局	<p>受付番号5番、●●氏、年齢●●歳です。受付番号6番、●●氏、●●歳です。受付番号7番、●●氏、年齢●●歳です。以上です。</p>
1番	<p>ちなみに6番は親戚関係ですか。</p>
事務局	<p>売買による契約なので、確認していません。</p>
6番	<p>受付番号6番ですが、見取図からすると入り口というのはどの辺ですか。どこからも入れるような道が無いようですか。</p>
事務局	<p>お答えします。見取図の2ページ目ですが、ハウスの様なものが2つ見えますが、その間に車1台が通れる細い道があります。普段は入り口に鍵が閉まっており、農作業時に開閉して使用しています。</p>
議長	<p>よろしいですか。特になければ進めてよろしいですか。大丈夫でしょうか。</p> <p>議案第1号、受付番号5番から7番、農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声がございました。</p> <p>議案第1号、受付番号5番から7番について、農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>全委員が賛成でありますので、許可といたします。進行いたします。</p>

事務局	<p>議案第2号、受付番号3番から5番、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案書3ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。</p> <p>(議案第2号を読み上げて説明。)</p> <p>説明は以上となっております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは議案第2号についても現地調査されておりますので、1番島袋孝栄委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
1番	<p>報告します。議案第2号、受付番号3番、見取図の4ページになります。申請地は、明道公民館の北に位置し、現況は倉庫と家庭菜園の畑でありました。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号4番、見取図の5ページになります。申請地は越来公民館の南西に位置し、現況は共同住宅でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種住居地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号5番、見取図の6ページになります。申請地は美東小学校の北に位置し、現況は更地でありました。農地区分は、上下水道が埋設された道路沿いであり、なおかつ500m以内に公共施設・医療施設・福祉施設等が2つ以上ある地域にあり、第3種農地としました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第2号、受付番号3番から5番について、委員の意見を求めます。</p> <p>休憩します。</p> <p>(一 休 憩 一)</p>
議長	<p>再開いたします。</p> <p>今第4条の受付番号3から5番の件について、ほかに何かご意見がありましたらお願いしたいと思っております。</p> <p>どうぞ、高江洲委員。</p>
9番	<p>受付番号4番の件ですが、今アパートが建っていて、建て替えてまた共同住宅を建築するということですか。</p>
事務局	<p>お答えします。申請人が耕作証明の申請に来庁した際、農地台帳に3筆登録されておりました。1筆は、申請地の近くにてハウスで農業を営んでいますが残りの2筆については、農地転用の許可を受けずにアパートを建築していること</p>

9 番	<p>が判明し、追認による農地転用許可を受けることを指導し、申請に至った経緯です。</p> <p>分かりました。</p>
議長	<p>よろしいですか。ほかに何かご意見ございますか。</p> <p>なければ進めてよろしいですか。</p> <p>(進行の声)</p>
議長	<p>それでは議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号 3 番から 5 番を許可相当とすることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声がございます。議案第 2 号 農地法 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号 3 番から 5 番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>全委員が賛成でありますので、議案第 2 号、受付番号 3 から 5 番については、許可相当といたします。進行いたします。</p> <p>議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の 6 ページをお願いいたします。</p> <p>議案第 3 号、受付番号 2 番、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について。</p> <p>(議案第 3 号を読み上げて説明。)</p> <p>説明は以上となっております。</p>
議長	<p>それでは議案第 3 号についても現地調査されておりますので、1 番島袋孝栄委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
1 番	<p>報告します。議案第 3 号、受付番号 2 番、見取図の 7 ページになります。申請地は、ちばなクリニックの西に位置し、現況は更地でありました。農地区分は都市計画法第 8 条第 1 項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第 3 種農地としました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第 3 号、受付番号 2 番について委員の意見を求めます。</p>

6 番 事務局	<p>何かございますか。どうぞ、6 番仲宗根委員。</p> <p>今回の申請は合筆して利用するということですか。 お答えします。今回、2 筆の申請で住宅建築の申請がありますが、合筆はせずに建物建築を行う計画となります。</p>
6 番 事務局	<p>住宅は2 筆を使って使用するということですね。</p> <p>そうです。この2 筆を使って建物を1 戸造るという計画になっています。</p>
6 番 事務局	<p>申請書に所有権移転登記を先行して行う必要があるということは、これは家を造る場合にそういうことになるんですか。</p> <p>お答えします。当初計画では、5 区画の宅地分譲で許可を取っています。その当時の譲受人もその計画で事業も実施しています。本来ならそこで事業は終了していますが、建物が建築されていないため法務局で地目変更が出来ないことになっています。そのため再度、土地購入者が住宅建築を行う農地転用許可を得る必要があります。</p>
議長	<p>ほかに何かございますか。進めてよろしいですか。</p> <p>(進行の声)</p>
議長	<p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号2番を承認相当とすることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声がございまして。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号2番を承認相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>全委員が賛成でありますので、議案第3号、受付番号2番については、承認相当といたします。</p> <p>議案第4号、受付番号18番から27番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の7ページをお開きください。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。</p>

	<p>(議案第4号を読み上げて説明。)</p> <p>説明は以上となっております。ご審議のほど、よろしく願いたします。</p>
議長	<p>それでは議案第4号についても現地調査されておりますので、1番島袋孝栄委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
1番	<p>報告いたします。議案第4号、受付番号19番、見取図の8ページになります。申請地は、県営八重島高層住宅の北に位置し、現況は店舗兼共同住宅でありました。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた準工業地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号19番、見取図の9ページになります。申請地は、登川公民館の北に位置し、現況は岩山でありました。農地区分は、宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であり、第2種農地としました。</p> <p>受付番号20番、見取図の10ページになります。申請地は、沖縄美里郵便局の南に位置し、現況は建築中でありました。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号21番、見取図の11ページになります。申請地は、島袋小学校の西に位置し、現況はアスファルトの敷かれた更地でありました。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号22番は、第3号、2番で報告してありますので割愛したいと思います。</p> <p>受付番号23番、24番、25番、見取図の13ページになります。申請地は、美東小学校の北に位置し、現況は更地でありました。農地区分は、宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であり、第2種農地としました。</p> <p>受付番号26番、見取図の14ページになります。申請地は、沖縄東中学校の北に位置し、現況はコーラルが敷かれた更地でありました。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号27番、見取図の15ページになります。申請地は、泡瀬第二公民館の北東に位置し、現況は雑草の生えた地域でありました。農地区分は、宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であり、第2種農地としました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第4号、受付番号18番から27番について、委員の意見を求めます。何かご意見はございますか。</p>

事務局	<p>ちなみに私のほうから確認しますが、受付番号27番、面積が159.00㎡のうち153.74㎡の半端を残す理由は何ですか。</p> <p>お答えします。奥の土地の進入路として残す予定となっています。</p>
議長	<p>何かほかに確認したいことはございますか。</p> <p>どうぞ、6番仲宗根委員。</p>
6番	<p>受付番号23、24、25番ですが、墓を造る周辺というのは民家はないんですか。</p>
2番	<p>説明よろしいですか。この申請地の周辺一帯が全部墓です。</p>
6番	<p>この前の通りは県道ですか。</p>
2番	<p>旧県道で、今は市道となっています。道向かいは住宅地です。</p>
議長	<p>何かほかにもございますか。進めてよろしいですか。</p> <p>(進行の声)</p>
議長	<p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号18番から27番について、許可相当とすることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声がございまして。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号18番から27番について、許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>全委員が賛成でありますので、議案第4号、受付番号18番から27番について許可相当といたします。進行いたします。</p> <p>続きまして議案第5号、受付番号3番から7番、非農地証明交付申請の承認について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の14ページをお願いいたします。</p> <p>議案第5号 非農地証明交付申請の承認について。</p> <p>(議案第5号を読み上げて説明。)</p> <p>説明は以上となっております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>

議長	<p>それでは議案第5号についても現地調査されておりますので、1番島袋孝栄委員、現況報告をお願いします。</p>
1番	<p>報告します。議案第5号、受付番号3番、4番、5番、6番、見取図の16ページになります。申請地は登川公民館の南に位置し、現況は、現場は20年以上農地として使用がなく、狭小地で傾斜地の状況である。農耕に不向きで作目の育成が困難で農地の利用度が低いと考えられ、令和6年度利用状況調査にて赤としています。以上のことから、非農地と判断しました。</p> <p>受付番号7番、見取図の17ページになります。申請地はコザ高校の北に位置し、現況は、現場は20年以上農地として使用がなく、一部傾斜地の状況であります。今後も耕作する予定がない。今年2月の豪雨により土砂崩れが発生し、中部保健所、本市農林水産課の指導により土砂流出防止の対策を行っているということです。以上のことを踏まえ現況調査を行いました。非農地と判断できませんでした。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第5号、受付番号3番から7番について、委員の意見を求めます。</p> <p>休憩します。</p> <p>(一 休 憩 一)</p>
議長	<p>再開します。</p> <p>それでは議案第5号、受付番号3番から7番について、改めて委員の意見を求めますが、何かございますか。先ほど休憩中で議論したとおりでよろしいでしょうか。どうぞ、6番。</p>
6番	<p>補足ですが、受付番号3から6番ですが、県道の高さからすると、相当下がっています。</p>
議長	<p>ほかに何か確認したいことはございますか。</p> <p>先ほど議論したとおり、議案第5号 非農地証明交付申請の受付番号3から6番について承認とし、受付番号7番について非承認とするという方向でよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
議長	<p>それでは改めて提案します。</p> <p>議案第5号 非農地証明交付申請の受付番号3番から6番について承認とし、受付番号7番について非承認とすることに異議ありませんか。</p>

議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声でございます。進行いたします。</p> <p>議案第5号 非農地証明交付申請、受付番号3番から7番について、賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全委員挙手)</p> <p>全員が賛成でありますので、受付番号3番から6番を非農地として承認し、受付番号7番を非承認といたします。進行いたします。</p> <p>続きまして、議案第6号 沖縄市農業委員の辞任について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>別資料で辞任届が2枚あると思うので。</p>
事務局	<p>まず農業委員の件について。岸部委員の辞任願いのほうをご覧ください。よろしいでしょうか。2の辞任の理由ですが、親の介護のためという理由でした。上記の事由により令和7年6月30日付で沖縄市農業委員会の委員を辞任したいので、同意されるよう農業委員会等に関する法律第13条の規定により届出します。令和7年6月20日ということであります。説明は以上となっております。</p>
議長	<p>今説明がございましたが、議案第6号について委員の意見を求めたいと思います。</p> <p>これは本人がそういう形を出しているので進めてよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>(進行の声)</p> <p>それでは議案第6号 沖縄市農業委員の辞任について、同意することに異議ありませんか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声でございます。それでは議案第6号 沖縄市農業委員の辞任について、承認の委員は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全委員挙手)</p> <p>全委員が賛成でありますので、議案第6号 沖縄市農業委員の辞任について承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第7号 沖縄市農地利用最適化推進委員の辞任について、</p>

事務局	<p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>次に辞任願いの2枚目のほうをご覧ください。與儀推進委員のほうから出されております。2番の辞任の理由ですが、先ほどご挨拶がありましたが、東京のほうに仕事のため転勤のためという辞任届願いが出されております。上記の事由により、令和7年6月30日付で沖縄市農地利用最適化推進委員を辞任したいので同意されるよう農業委員会等に関する法律第23条の規定により届出します。令和7年6月18日となっております。説明は以上となっております。</p>
議長	<p>それでは議案第7号について、委員の意見を求めたいと思います。</p> <p>先ほどの本人からの説明もありますし、また次のステップに進んでいくということでございますので、本人にとってもいいことかなというふうな気がしております。これは進めてよろしいですか。</p> <p>(進行の声)</p>
議長	<p>それでは議案第7号 沖縄市農地利用最適化推進委員の辞任について、承認することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声がございます。議案第7号 沖縄市農地利用最適化推進委員の辞任について、承認の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>全員が賛成でありますので、議案第7号 沖縄市農地利用最適化推進委員の辞任について承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第6号及び第7号の承認に伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員についてなんですが、新たに公募により補充するかどうかについて、農業委員会としての方針を決めたいと思います。まずは事務局のほうから説明をお願いしたいと思っております。</p>
事務局	<p>今回の辞任に対する対応について、まず法令上の位置づけですが、法令上は農業委員の補充が必要な場合に関する規定というのが実際はございません。それがないので農業委員欠員とすることで、必ず補充なさいという規定の必要性は法令上ありません。しかし、この農業委員会の運営に対する中で、現状で2名が欠員になったとしても、運営に対して大きな支障はないと委員の皆様で了承があった場合を前提としますが、事務局案としては、残りの任期も少なく補充の候補選定を行った後、今年度になりますが、すぐに改選の手続きもありますので時間的な制約もあるため、事務局案としては、今回の辞任に伴う補充公</p>

議長	<p>募は行わないとさせていただきたいというふうに考えております。事務局としてはそういった2つの考えで、皆さんの了承をいただけるのであれば、当面再公募はなしとさせていただきたいのが事務局案となります。説明は以上です。</p> <p>ただいま説明がございましたが、やはり特に農業委員の場合は、議会の承認も得なくてははいけないと。公募期間もあるし、いろいろそういう期間があつて、今事務局のほうの計算からいきますと、早くても12月の議会かなというように話になっていまして、ましてや決定しましても、ほぼ活動する期間もないというようなことになって、公募をして選任をするという意義がほぼないという物理的な期限の問題もございます。そのようなことの中でなかなか選任は厳しいかなというように思いもございますが、委員の皆様方の意見をお聞きしたいと思います。</p>
1 番	<p>本音は利用状況もあるので補充は欲しいですけども、承認が12月頃になると利用状況調査もあるので、この状態でもいいのかなという感じはします。</p>
議長	<p>この利用状況調査が8月ですよ。8月、9月で到底そこには間に合いそうにないから、あとはみんなで分担して頑張以外にないですね。</p> <p>そういうことで方針としては、今説明があつた形で今回補充はしないという方向で進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
議長	<p>そういうことで進行いたします。</p> <p>農業委員等の補充に関する農業委員会としての方針について、事務局案に賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>全員が賛成でありますので、農業委員及び農地利用最適化推進委員の補充公募は行わないことといたします。以上でもって現状の形で進めていきたいというふうに思っているところでございます。</p> <p>議案第1号から第7号までのご審議、大変お疲れさまでございました。これをもちまして令和7年度第416回総会を閉会いたします。</p>

上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和7年 6月 26日

会 長 宮城 徳重 

議 長 宮城 徳重 

6番 仲宗根 光夫 

9番 高江洲 繁 